

し是れ大陸鉄道との交通を保ち之を経済的に利用するの道にして馬山浦を以て其終点とし運輸交通の利権を我に収む可し馬山浦の形勢に關しては別紙の調査に之を具せり

乙、南清鉄道即ち福建省福州より江西省南昌を経て湖北省漢口に達する鉄道の布設

列国は清国に於て各自利権の獲得に汲々たるも帝國は未だ一として確實の基礎を有する利権を扶植せず且つ福建省の不割譲に對しても其權利を鞏固ならしむるの施設を有せず故に政府は時期を待ちて清國政府と協議し福建鉄道の布設権を得之を日清の共同事業とするか又は日本政府の指定会社に布設せしむべし且つ該福建鉄道の經濟を補給し更に清國の中原と連絡を通ずるが爲に江西省南昌を経て漢口に延長する線路布設の計画を立つべし蓋し漢口は異日支那大陸中心の大市場たるの望みあり抑此の鐵道事業にして帝國の經營する所とならざれば必ず他國の之に乘する所となるべし故に政府は必ず之を等閑に付し去ることなきを要す

丙、日清人共同事業の奨励

日清共同事業の利益は日本は資本に乏しきも文明的事業の技術並に其計画運用の才に富み清國と反對の状態に在り故に清人の資本を利用して共同事業の經營を力めば彼我共同の利なるべきなり且つ日本は將來清國の市場に在りて米独二國の激烈なる經濟的競争に遭遇するの日あるを予期し置かざる可らず是時に於て日清共同事業の盛起を見るを得ば清國は工業に利し日本は資本の供給と製造品の消費者とを得以て米独二國の競争に當るを得べし故に政府は宜く隨時法を設けて兩國共同事業の盛起を力め其經濟的連絡の効を収むるを期すべし

丁、對清經營に對する機關の創立

清國に於て帝國は政略上商略上各種事業の保護經營に任して列國の利益的競争に對する要と日清共同事業の經濟的連絡の利は既に脱く所の如し之が実行に際しては其必要上資金運用の機關無る可らず抑も清國の市場に在りては資金餘多にして將來之を

吸収して我が對清事業を投資するの望無きに非らずと雖資本の運用に關し未だ清人の信用を博するの機会少なりしが爲に今遽に之を吸収するの運に至り難し現に鐵道鈔山航路工業等に対し有利の企業少なからずと雖概ね反て資本の供給を本邦に仰ぐの景況なるを以て帝國は宜く一の機關銀行を設け当初に在りては本邦より資本を投じて各種の事業を經營し其運用上に於て清人の信用を買ひ以て漸次清人の資本を吸収するの策に出でざる可らず其創立に際しては政府は宜しく相當の奨励保護を与へ以て對清經營日清共同事業の機關となすべきと共に更に一面に在りては本邦の実業家を誘導しシンデケートの組織に由り政府の名義を用ゆる能はざる如き事業の經營に任せしむべきなり

この長文の意見書は陽の目をみなかつたとはいへ、小村の政治的志向を察知する上で充分注目される必要がある。之は少壮桂を新たな代表に選出して漸く後半期に入つた明治政府の施政の代辯と称してもよいものであり、小村が爾後藩閥の寵児たる桂と歩みを一にするのも偶然ではなかつたのである。

第二節 滿洲問題の前半

第一款 露清密約の打破

小村を外相に迎えた桂内閣は、北清事件に對する善後のこと未だ全く落着しない間に、更に重大な滿洲問題の対策を講ぜざるべからざる時運に会した。滿洲問題は實に外務大臣として小村の鉄腕を試みる第一の盤根錯節であつた。そも／＼浦塩港が冬期に於て軍港として効能を欠くため、別に太平洋方面に不凍港を獲、背面地域を固めてこれを己の掌中に置こうとするは、露國の極東政策の根本であつたことは言うを俟たない。露國はこの政策を実行するにつ

いて、乗すべきの機会を久しく待つていた。時あたかも義和団の乱起り、その波動は満洲に及び、三十三年六七月の交、一団の暴徒奉天附近の鉄道を破壊し、進んで田庄台の天主教会堂を焼毀し、なお進んで牛莊附近に迫るに至つた。当時馬賊官兵もまた拳匪に加わり、勢いに猖獗となり、北満洲地方にも波及し、拳匪馬賊官兵混合の一隊は吉林に入り、北進して愛琿を侵し、次で対岸のブラゴヴェシenskを襲い、露軍の火薬庫を破壊し、露国将卒三十余名を殺し、転じて黒龍江の航行を杜塞し、哈爾濱附近の鉄道をも破壊して旅順との連絡を絶つた。露国は年来の企図を遂行するの機熟せりとし、言を鉄道の保護と暴徒の弾圧とに托して大兵を西比利方面及び旅順から派し、満洲要地の占領を企て七月以降その攻略に着手し十月に入り遂に東三省全部を挙げて占領した。露国は「満洲占領の目的は鉄道保護にあつて何等政治的意味を有せず、事情許すに至らば直ちに撤兵して満洲を清国に還附すべく、満洲地方に於ける他国の権利は毫もこれを毀損せざる」旨を宣明し、併せてこれを我が国其他関係列国政府に通牒した。しかも事實満洲に於ける露軍の行動は高圧横暴を極め、鉄道敷設に危害を及ぼすの憂なき市邑にも、理由なき攻撃を加えてこれを占領し、その占領するに方つて無辜の人民を虐殺すること万を算した。そしてその占領した市邑は、例えばサハリンをばイリンスキーに、愛琿はポストフリーナイヤに、齊々哈爾はコンナイヤといえるが如く、概ねこれを露式に改名し、着々永久占領の実を示した。

満洲に於ける露国のかかる行動が関係列国の注目を惹きつゝありし際に、英独協約は独国の発意に由り英国との間に議進み、三十三年十月十六日をもつて倫敦に於て成立した。要は(一) 清国の河川及び沿海の諸港を何国の差別なく総てその国民の貿易その他各種正当の経済的活動に対し自由に開放し置くは列国に共通する永久の利益なるにつき

両国政府は、その勢力を及ぼし得る限り、総ての清国領土に対しこの主義を守るべきこと。(二) 両国政府は現下の紛擾を利用してその自己のため清国版図内に於て何等領土上の利益を獲得せざるべく、かつその政策をして清国領土の状態を變ぜずして維持するの方針に向はしむること。(三) 他の外国にて清国現下の紛擾を利用して形式の如何に拘らず領土上の利益を獲得せんとするときは、両国は清国に於けるその自由の利益を保護するため、追つて執ることあるべき措置に関して予め協商を遂ぐべきことを留保すること。(四) 両国政府は他の関係列国殊に英、仏、伊、日、露、米の諸国に本協定を通知し、これに記載せる主義を認容せんことを勧誘することというにある。

両国政府は関係列国に対し右協約への賛同方を勧誘した。仏、英、伊諸国はこれに同意した。我が政府は本協約の主義に賛成するは協約国たると同一の地位を占むるものなるやについて両国政府の所見を確め、その肯定的証言を得たので、これに加入して該協約所載の主義を受認する旨同十月二十九日をもつて両国政府に声明した。露国政府は、本協約に加盟するの意は宣明せずして、単にその包含する趣旨に関し自国の意見を披陳したに止まつた。つまり露国は満洲に於ける行動の自由を阻礙するが如き何等約定に加わるを避け、形勢に應じて任意その態度を變更する余地を存したのである。

されど英独協約そのものは、後段述ぶところの露清密約すなわち第一回露清協約案の世に伝わつた折、我が駐独井上公使が三十四年一月十四日独国外務次官に露国の満洲に於て領土的利益を獲得せんとするは英独協約の趣旨に背反せずと質問したのに対し、彼は「満洲は独国勢力を行使せざる地方であるから、自国は当初から満洲を該協約の範囲以外にあるものと認めている」旨を答え、一月二十二日同国外務大臣は同公使に対し「露国は数年前清国との約定

に依り、滿洲に關し独国に知れおらざる特権を取得したるものと信ぜらるゝから、英独協約の締結當時に於て独国は滿洲に干渉せざるべき旨英國政府と協定した」と述べ、次で三月十五日、独国宰相は帝國議會に於て「英独協約は滿洲に適用せられず」と公然声明し、かつ「滿洲に適用のことは協約締結の當時これを英國政府に明瞭に表明せり」と述べた。我が政府の該協約に加盟したのは、その文面上明らかに清帝國全部に適用せらるべきものと解釈したからであるが、これ等の答辯声明により、該協約は骨抜となつたのである。政府はこれについて英國政府の見解を質したところ、同政府は「(一) 協商第二條は英國政府の意見ではこれを滿洲諸省にも適用すべきものなること。(二) けれども英國政府は、右第二條を如何に他國政府が解釈するかを責任を以つて言明する能わざること。(三) 独國政府は清國政府に對し、独國政府の意見にては清國は、その列國全体に對して負うところの責務を計量するを得る迄は、かつその責務を承諾する迄は、領土的及び財政的性質を帯びたる條約を何れの國とも締結すべからずとの意を通告したることを答え、その後數日を経た三月二十八日、英國外相ランズダウンは上院に於て、外務次官克蘭ボンは下院に於て、いずれも「英独協約談判の間に於て独國政府は、滿洲はその勢力の及ぶところでないが故に、その第一條は独國の關する限りに於ては滿洲を包含せざることを英國政府に暗示した。その第二條は何等の制限なきものなれば、清國の全部に適用せられ、随つて滿洲にもまた適用せらるゝものである。独國政府の解釈が如何なるにもせよ、英國政府の意見は右の通りである」と釈明した。當時我が加藤外相は衆議院に於て、英独協約の解釈に關し前記英國政府の見解を援引して説明したのを、ベルリンの一新聞は半官的にこれを評し「日本外務大臣の声明は独國に對し毫も友情を欠ける所為とは認めざるも、滿洲を協約以外に立たしむる独國の見地はこれがために影響を蒙らない。日本にしてその勢力

を滿洲に及ぼすの位地にありと思惟せば、これを為すこと勝手なるも、独國に向つてその援助を求むることは望めない。如何なる解釈の下に日本が該協約に加盟したるやは日本自身のことと属する」といつた。もつて独國政府の態度を知ることが出来る。要するに独國の目的は山東省に於て獨占的利益を保持すると同時に揚子江に於ける門戸開放の利益を得ようとするにあつて、滿洲の如きは深く関心するところでなかつたのである。かくして英独協約の適用に關する右の解釈問題はその後自然消滅となり、協約それ自身もまた日露間に於ける滿洲問題の發展と共に自然空文と化した。

去る程に北清事變の善後談判が北京に於て歩を進めている際に、露國は一方の手を列國代表者と握りつつ他方の手をば密かに清廷の一角に延ばし、密かに列國協調より離れて別に滿洲に關しその私利私益を計るの挙に出でた。すなわち英独協約の成つた翌十一月、露國極東總督アレキシエフは奉天將軍増祺を誘つて、露國の保護の下に清國行政を復立させんとし、遂に奉天省内各地に於ける鐵道保護及び地方安寧のためと称する露國兵の駐屯及び奉天省諸官憲のこれに對する便宜供与等を主眼とする九ヶ條の約定案を作り、旅順に於て、清國道台周冕と在旅順露國外交事務総長コロストヴェツツをしてそれに調印せしめた。

要は露國はこの約定により、滿洲に於ける軍事行政の実権を掌握せんとするもので、これは露國の列國に對し果敢となし來つた宣言に違反するのみならず、列國の唱和せる清國保全の主義と北清事變に処する協同措弁の方針にも背馳するものであるは論を俟たない。けれども露國は頓着なく、奉天將軍をしてこれを北京政府に移送せしめ、正式の條約として承認せしめようとした。李鴻章はその承認を肯じなかつた。露國公使は執拗にこれを迫り、その結果改めて

滿洲還附に關する談判を露都にて行うこととなつた。折から小村は西公使に代つて新たに北京駐劄となつた。小村が翌三十四年の一月慶親王と会見した際、親王は小村に滿洲問題に關しては露国政府と交渉するの全權を駐露清国公使楊儒に与えたこと、及びこの談判は前述の旅順約定に關係なく、新規の基礎の上に行はるべきことを語つたので、小村はこれに對し「宜しく露国に向つてその累次宣言したる通り速かに滿洲撤兵を実行すべきこと」を主張し、かつ「滿洲をして事實上露国の領有に帰せしむるが如き譲与は総べて拒絶し、もつて同地方の復旧を計るの必要なこと」を切言した。慶親王は之に對し「鐵道保護上必要欠くべからざる程度以上の譲与は断じて為さざるように注意すべき」旨を確言した。

滿洲に關する露清の交渉が露都にて行はるべしとの報道に接した我が政府は、駐露珍田公使をして、露国外相ラムスドルフに右の事実の有無、及び事実とせばその交渉の性質を質さしめた。ラムスドルフの答弁は、「滿洲問題は露清兩國專属の案件であるから、日本政府の質問に對しては正式に答えねばならぬ義務ありとは思はず、滿洲に於ける露国の今日の位地は、国境に於ける清兵の侵襲に對する自衛の結果であるから、たとえ露国にして同地を永久占領するも、權利上毫も非難を受くべき理はない。けれども實際に於ては、露国は敢えて征服者の權利を実行するの意思を有せず、その累次の声言通り、清国官憲に行政を還附し、滿洲に於ける現下の位地より退く積りである。もつともこれをを行うに方り、鐵道の保護、国境の安固等に關し清国の中央政府及び地方官と適當の協定を遂ぐるの必要であるが、その交渉を露清兩都のいずれにて為すべきかは未定で、その交渉の性質如何の如き、今何とも予言し得ない。」と云うにあつた。

かかる間に露清の交渉は、露都でその端緒が開かれた。その真相は、同月二十七日北京の小村から政府へ電報したところによりやや明瞭となつた。小村の電報は、在露都清国公使楊儒の一月二十二日同地發で李鴻章へ打電した内容を探知した結果で、その内容は

- (一) 軍事行動に基く償金問題は北京に於て協定せらるべきこと、但し鐵道に對する損害は右償金中に包含せられざること。
- (二) 清国政府は滿洲諸省に警察隊を常設すべきこと、但しその人員は露国と協議の上決定すべきこと。
- (三) 滿洲各省將軍の任命については、露国は予め協議に与るべきこと。
- (四) 露国は各將軍の下に露国文武官各一名を置き、武官をして警察隊の監督を司らしめ文官をして鐵道事務の指揮に任ぜしむること。
- (五) 滿洲、蒙古、及び清国北部の諸省に於ては、他国に對し何等の便宜をも一切許与せざるべきこと。
- (六) 清国政府は滿洲及び蒙古に於て鐵道を敷設するを得ざること。
- (七) 金州城は遼東租借地域内に包含せらるべきこと。
- (八) 滿洲の税関はこれを露国措弁の下に置き、清国政府は税関の收入を監督するため官吏を任命するの權利を有すること。
- (九) 陸路輸入税を課せられたる商品は、内地税を免除すること。
- (十) 露清間の国債の条件を変更し、利子を毎月払とすること。
- (十一) 軍事費に基く償金の支払皆済に至る迄は、清国政府は滿洲に於ける鐵道を買戻すの權を有せざること。
- (十二) 露国政府は山海關より牛莊に到る清国鐵道の買収を欲するにより、その代金は軍事費に基く償金中より控除し、而して差引残余及びその年利は滿洲に於ける税関の收入より支払ふこと。

① 鐵道保護の露国軍隊は、数次の特定時期に於て撤退すべきこと。というにあつた。

踰へて数日楊はラムスドルフと会談したところ、同外相は「旅順約定は一時的性質のものであるから、清国政府は直ちにこれを批准せねばならぬ。その批准を了する迄は永久的協約の商議に移ることは出来ぬ」と告げた。而して他の一方に於て、清国政府はさきに奉天將軍増祺が擅断的に属員を旅順に派して露国官吏と約定せしめたことを責め職を免じて刑部に附したのに対し、露国公使は強く抗議し、遂に李鴻章をして増の処分寛減方を西安朝廷に惻願せしめた。当時小村から到達したこれ等の情報が如何に我が政府の算策を決するの好資料となつたかは、加藤外相が小村にあてた一月二十九日発の電信の冒頭に「本大臣は貴官が絶えず有益なる報告を遣わさるゝ勞を深く称讃する」と特に記したことによつても知るべきである。

これより先小村は、一月十七日李鴻章との会見に於てそのさきに慶親王に与えた忠告を繰返し、「この際露国に対し領土上その他特殊の譲与を許諾せんには、他列国もまた各自の勢力地域に於て同様の要求をなすに至るべく、その結果は重大の事態を誘致すべし。」と説いて深く注意を加えた。しかも李は講和談判に於て露国の援助を得るために、ややもすれば滿洲に於ける清国の利権を犠牲とするを憚らぬ風があつたので、小村は李に強き圧迫を加えなければ形勢如何に悪化するやも測り難いと認め、そしてこの圧迫を加え得るものは湖広總督張之洞、两江總督劉坤一の二人に若くはないと思惟し、在上海小田切總領事を二人の許に派して露国に屈讓する危険が大なるべきを説得せしめるの急務を政府に電稟した。政府はこれを容れ、小田切總領事を南京に急行せしめ先ず親しく劉總督に説かしめた。劉は直ちに慶親

王、榮祿、李鴻章、及び楊儒に打電して露国の要求を拒絶するの必要を痛切に勧告し、別に張之洞に發電して我が政府の来意を伝え、共同運動を勧誘した。爾來劉と張とは相提携して最も熱心に露国の謀計に反対し、鉄路大臣盛宣懷もまたその運動を援けて幹旋頗る努めた。そして他の一方に於て我が政府は、日英両国共同にて露清協商締結の危険なる所以を清国政府に警告しようとして、英国政府に協議した結果、英米独諸国もそれぞれ清国に対し警告を加えた。この間に於て清国政府は楊公使に訓令して「旅順約定は政府これに承認を与えず、随つてその無効を主張すべきこと。」をもつてし、露国政府も結局該約定の確認を強いないことに同意したが、程なく二月下旬に入り、露国政府は前述の要求條件を基礎とした協約案を楊公使に提出した。小村の当時北京から電報したところに依れば、その訳文は左の如くであつた。

第一条 露国皇帝は友好を表せんが為め、滿洲に衅を開きたることを念とせず、滿洲を挙げて全く清国に還附し、其の行政をして悉く旧に復せしむべし。

第二条 清国は東清鐵道条約第六条に依り、軍隊を以て鐵道を保護せんことを該会社に許与したりしと雖も、地方未だ平靖ならず且該軍隊の員数亦不充分なるを以て、地方の平和秩序回復し且清国に於て本約定末尾の四ヶ条を履行し了るの日迄一団の軍隊を滿洲に駐むべし。

第三条 非常の事変あるときは、駐屯露国軍隊は擾亂鎮定の為め出来得る限りの援助を清国に与ふべし。

第四条 今次露国を攻撃せしは主として清国官憲の所為に係るを以て、清国は鐵道の工事竣成し、運転開始に至る迄何等の軍隊を組織せざることを約す。他日清国に於て其の軍隊を組織するときは、兵数は露国と協議して之を定むべし。兵器彈藥は之を滿洲に輸入することを禁ず。

第五條 滿洲を防護せんが爲め、清国は將軍其の他の地方高官にして国交上不都合の所爲ありて露国より其の旨申し立てたる者は、直ちに之を罷免すべし。

清国は滿洲内地に於て歩兵及び騎兵の警察隊を設くるを得。但しその兵数は露国と協議して之を定むべく、またその兵器には大砲を除くべし。右警察隊の事務に關しては、他国人を用ゆべからず。

第六條 清国は前に承認したる成議に照し、清国北境の海陸軍の訓練に他国人を用ゆべからず。

第七條 地方保安の爲め、遼東租借条約第五條規定の中立地には附近の地方官に於て特別の規定を設くべし。並に特別条約第四条に依り、清国に保留せられたる金州の行政自治権を抛棄すべし。

第八條 露清交界の各地、即ち滿洲、蒙古、及び新疆の塔原巴哈台、伊犁、喀什噶爾、葉爾羌、和闐、于闐等の地に於ては、清国は露国の承諾なくして鉱山、鐵道、其の他の事項に關する利益を他国若くは他国人に許与するを得ず。又露国の承諾なくして前記各地方に鐵道を敷設するを得ず。牛莊以外に在りては、他国人に土地租借を許与するを得ず。

第九條 清国は露国の軍費並に他列国要求の償金を支払うべきものとす。而して露国に對する償金の金額、支払期限、及び担保は各国と共同して之を定むべし。

第十條 鐵道の破壊及び会社技師の財産の掠奪、並に工事遅延に對する損害の賠償は、清国と鐵道会社との間に協定すべし。

第十一條 前條の賠償額清国政府と鐵道会社との間に協定せられたる上は、其の賠償額の全部又は一部は他の利益即ち鐵道に關する現条約の改正又は新利益の讓与等を以て之に充つべし。

第十二條 清国は前に承諾したる成議に照し、滿洲鐵道の幹線又は支線より北京に向い長城に到る鐵道敷設権を露国に許与すべし。

右協約案の第六條及び第十二條の事項は、露国が既に清国の承諾を得たように記載せるも、慶親王の當時小村に言明

したところでは、露国は数年前これについて一度提議したが、清国はこれを拒絶し、遂に妥結を見なかつたものである。ともかくも露国外相は楊公使に對し、右の協約案は露国の要求の最低限度で、この上毫も輕減の余地ないから、清国は遲滞なくこれを承諾すべきであると強要して憚らなかつた。

小村は二月二十七日李鴻章と會見し、右協約案の内容を知らない風を装つて露国の要求に言及し、列国の警告を無視して露国と特約を締結するの危険なることを重ねて注意した。李は露国の要求中には何等滿洲に於ける清国の主權を毀損するような條項なく、また領土的又は財政的利益の讓与に係るものもないと答え、かつ清国にして速かに露国の要求に應じなければ、露国は滿洲還附に關する提言を撤回するやも測り難く、たとい列国中に本件の談判を講和條約の終結まで延期することを露国に勧告するものがあつても、露国は専ら露清兩國に關するものとの理由をもつて、これを拒むかも知れない。要するに清国は露国の要求を即諾するの外他に策がないと述べた。されば小村は重ねて政府に電稟し、張劉兩總督を動かして李に牽制を加えしめた。他方在本邦清国公使李盛鐸は、西安朝廷よりの來電を齎して我が政府に各国と共同して居中調停の拳に出るよう請うた。政府は英独米諸国政府と意見を交換した上小村に訓令を發し、北京駐劄三国公使と共に極力李に警告を加えしめた。しかも露国はますます威圧を清国に加え、駐清同国公使は李に提案の承諾を迫り、荏苒日を遷すに於ては直ちに談判を打ち切り、任意の行動に出ると迫り、列国に對してはその容喙を防止するに腐心し、特に今次の協約は滿洲還附を實行するについて撤兵の條件を定める趣旨に過ぎないものと弁明し、殊にラムスドルフは駐露英国大使の質問に對し、獨立国が他国とその適宜と認める條約を締結することは自由で、第三国はこれに干渉する權はないと述べた。同大使が更に世上所報の露国提案が從來の宣言と矛盾してゐる

こと、並びにその條款中には英清條約上英國の有する權利を侵害するものあるを指摘し、提案を示すよう要求したが、ラムスドルフは該提案中に他國の權利を侵害するやうな條項はないと説明した外、これに関する談話を辞退した。

かかる間に露国外相は楊公使との間に数次の会商を重ね、第六條及び第九條を削除し、第四條以下数ヶ條を左の如く修正し、三月十六日を限り調印を迫り、同日迄に調印しない場合には、露國は提案を撤回して自由の行動を執ると声言した。

第四條 今回露國に対し攻撃を与へたるは清國官兵最も甚しかりしが故に、清國は東清鐵道工事と鐵道事業とを保護し、且露國境界に事なからしむるために、滿洲兵數及び其の駐兵地は露國と協議して之を定むべし。又各國の合同條約に照して兵器彈藥を滿洲に輸入するを禁止すべし。但し目下のところは暫く清國自ら禁止すべし。

第五條 清國は地方保安の爲め、凡て將軍若くは高官のものにして事を取り扱いて外交に合はざることあるに際し、露國より申し出れば直ちに転任せしむべし。滿洲内地には騎歩の警察を設くべきも、其の員數は露國と協議してこれを定むべし。尤も地方未だ全然平定せざる間は、軍器内には大砲を除外すべし。而してその職務を執らしむるには、清國人のみを以てすべし。

第七條 地方保安の爲め租借地條約第五款にある中立地帯には、附近の地方官に於て特別の規程を設くべし。

第八條 清國は予め露國と協議を経ずして滿洲の全境内に於て鐵道の敷設、欽山の開掘、及び一切の通商上の利益を他國又は他國人に許与せざるべし。

第十條 破棄せられたる鐵道、及び鐵道会社技師の掠奪せられたる財産、並に遲延したる鐵道工事の賠償金は、北京駐在各國公使の擬定し且各國の許可を経たる賠償の旨意に照し、清國政府該会社と協議の上賠償すべきことを承諾す。

第十二條 一八九八年九月二十八日、清國が一私立会社より資本を借入れ、山海關牛莊新民庁等の鐵道を敷設して直ちに滿洲に至りたるは、露清間の既成條約に違反するものなるに付、今般此の事件の代償として、且は滿洲を平靖に帰せしむるの目的をもつて、清國東清鐵道会社に其の幹線若くは支線より直隸滿洲の境界なる長城に達すべき一線の鐵道を敷設することを承諾し、現行條約に照して弁理すべし。

当時獨逸政府は、滿洲問題を北京の使臣會議に提出せしむべしとの意見であつたので、我が政府は露都に於ける談判急迫の情報に接して、英獨兩國政府に対し、「我が政府は獨逸政府の意見に同意すること。露清の別個談判及び別個協約は清國に於ける列國協同の趣旨と兩立せざること。かかる協約は清國が他の列國に対して均しく負う所の責務を尽す上に於て清國の能力を著しく減却すべきこと。随つて我が政府は協約案の撤回をもつて列國全体の利益のために望ましきものと確信し、清國に対し指定の期限内に調印することなく、露國をしてこれを撤回するに至らしむべきを勧告すべく、これについて英獨兩國政府と共同せんことを欲す。」との希望を披瀝した。兩國政府これに同意したので加藤外相は三月二十日特に在本邦清國公使を招見して、清國は指定の期限到るも協約案に調印せず、露國をしてこれを撤回するに至らしむべきことを詳細勧告し、同公使をしてこれを西安並びに劉張二總督に電報せしめ、同時に北京の小村に電訓し、右の次第を慶親王及び李鴻章に伝えしめた。李は小村に対し「露國はこの上清國の調印延期の請求に耳を傾くることを峻拒し、その圧迫益々急で、若し期限内に調印せずんば遂に再戦の危険を招くに至るなきを保せず、清國は列國の後援なくしてこの急難を脱する能わす。」と述べ、已に露國の要求を承諾するに決したものの如く、そのさきに小村に向つて劉張二總督と全然所見を同うする旨を言明した慶親王すら、今や小村に対し列國にして清國

のために行動する所あるにあらずんば、露国の要求に応じ協約に調印するの外他に執るべきの途なしとの意を洩すに至つた。

我が政府はここに於てか直接露国政府の反省を促し、かつ協約案を北京の使臣會議に提出せしめるがため、駐露珍田公使に電訓して露国外相に対し、協約案のある條項は滿洲に対する清国の主權を毀傷し、ある條項は關係列国の權利利益に大影響を及ぼすものの如く、すなわち滿洲に於て露国が従来保有する權利の防衛に必要な適當の範圍を超越したるものと認むることを指摘し、清国政府は露国要求の改廢を促さんがために我国及び他の列国政府の友誼的調停を求めたる故、日本政府は右の理由によりその当然の希望たる東洋現下の權力平衡の保存を完うせんとするの念に基き、露国政府に対し、その協約案をして他列国及びその利益に適應せしむることの得策なる所以を切言するをもつて日露兩國間に存在する好誼に副うものと思惟すること、随つて我が政府は、かくの如くいづれの方面より觀るも極めて希望するところの成果を得んと欲せば、本案件を北京に於ける列国代表者會議に於て協定するに若かずと信する旨を勧告せしめた。この勧告に対し露国外相は、独立の二国間に交渉中の案件に関し公然かかる通牒を受けることは辭退せねばならぬと述べ、次に協約案の條項に関し談論するは皇帝の明勅もあり、かつ自身自身の知覺からしても國家の威嚴これを許さぬところであるが、ただ他列国のために阻碍されない限りは、露国の滿洲より撤退しようとする決心は今なお依然として變つてゐないこと、今次の協約を締結しようとする露国の唯一の目的は滿洲撤退を実行するの手段を求めようとするに外ならぬこと、この協約は一時的のもので、その條項には清国の主權を毀傷し若しくは他列国の權利利益を侵害するの点毫もなきこと、以上は日本政府に対し確言するを得ると言明し、なほ滿洲問題は全然露国に

専屬する案件であるから、これを北京會議に附すべしとの提言は露国の從來依違し來つた一般原則と相容れないといふ、この勧告を謝絶した。

加藤外相は珍田公使に訓令し、我が政府は露国外相の声明に関し差向き意見の表示を留保すべきも、その陳述せられたるところは遺憾ながら同意する能はずとの趣を露国政府に通牒するよう命じた。然るに珍田公使に於て右訓令を執行するに先だち、露国政府は四月五日、露国は滿洲協約に関する商議を断絶し、その屢次声明したる当初の方針を確守して今後の局面發展を見んと欲する旨を宣明し、越えて八日我が方に対し、「露清兩國間に別箇の協約を締結せんとせしは、露国の声明したるが如く滿洲を清国に還附するの意見を漸次実行することを成るべく速かに着手する目的に出でしもので、この目的のためには、今日清国と協議し、滿洲撤兵の條件を定め得べきや否やを確定するの要あるを認めたのであるが、各種の報道に徴するに、現下の事情に於てかかる協商は、清国の利益に関する露国の友好的意図を表彰するに用立たずして、却つて清国をして各般の困難に逢著せしむるに至るなきを保せざるが故に、露国政府は該協約の締結を清国政府に強要しないのみならず、これに関し今後一切の商議を断念する。」と通告し、關係列国もまた露国政府より同様の通告に接した。

かくの如くして數月來の懸案であつた露清協約案は撤廢となり、滿洲問題は一段落を告げた。清国政府は深く我が国を多とし、在本邦同国公使は西安軍機處より接受した懇篤な謝電を具して感謝の意を我が政府に表した。加藤外相の北京の小村にあてたる四月十六日付往信中に「抑も本問題の發生以來、閣下のこれに関する報道は終始迅速かつ有益にして清国当路者との折衝亦常にその宜しきを得、本件をして前述の如き結果をもつて段落を告げしめたるについ

ても、閣下の尽力与りてその効甚だ鮮なからざりしは、帝国政府の喜んで認識する所に有之、本大臣は此の機会に於て帝国政府を代表し、閣下に向つて深厚の謝意を表し候云々」と記したのは、事實過讃でなかつた。

かくの如く露国が密かに、かつ強圧的に、清国と締結しようとした協約案は撤廃となり、満洲の位地は現状維持の姿となつたが、露国の事実的占領の計画は依然その進行を止めない。すなわち露国の態度は、一言にしていえば向後ただ實力に訴えて満洲の占領を持続するにあつた。されば我が政府は北京の講和談判に於て、列国と共同して善後外交に当つた間に於て、露国の行動に対しては一段と注意を払い、さきに密約打破に関し我方と内外相応じて努力した劉張二総督、並びに我が方と利害を相同うする關係列国と共に満洲問題の解決について意見の交換を重ねた。それより少しさきに露清協約案の調印強要が急迫を加え來たつた頃、張潮広総督は「宜しく満洲の三省を開放し、鉄道、鉱山並びに商工業上及び居住上一切の利益を均しく各国民に享受せしめ、もつて列強をして露国の満洲占領に反対する理由を得せしめん。」との考案を立て、この意を我が政府へ内牒した。然るに我が政府に於ては、右の考案をもつて當時の事情に於て實際の価値薄きものと認め、その旨を張に回答したが、その後露国は前述の如く協約案を撤廃し、満洲問題は一時小康を告げるに至つたので、劉兩江総督は「將來に向つて露国の野心を防遏すべき清国の措置としては依然満洲開放に若くものなし。」とし、我が政府の再考を求めた。小村は四月二十六日これに関する意見を電稟して曰う、「満洲開放案は露国今後の撤退問題に関し何等救果ありと思われざると同時に、右は各国を奨励して清国の他の部分に對し同様の要求を為さしむるなしとせず。此の要求あるに至らば、外国人の待遇方に関し清国内の甲地と乙地との間に區別を立つべき表向きの理由なきを以て、清国はこれを拒絶するに困難を感ずべし。故に清国はその全領土を挙げて外

国人に居住及び企業の權を附与するの決意あるに非ざる限り、この措置に出で難しとす。しかも我が商賈資本家は未だかかる新特權の下に他国人と並立して相駟馳し得るの地位に達しおらざるが故に、此の措置は帝国の見地より観るも甚だ願はしからず。且満洲開放案実行の曉には、露国は無論一切の鉱山その他企業上の利益を獲得してその位置を鞏固にすべく、その結果は清国の希望するところと相反するものあるを見るべし。」と。然るにこれより先加藤外相は、露清協約案撤廃の上は開放案も一策なりと認め、その旨を劉総督に回答すると同時にこれを英米兩國政府へ協議すべき旨を勧告したので、劉はこれを諒し、これを兩國公使に電照した。英國政府はこの際特に満洲開放を宣言するの必要なのみならず、その救果も大でなく、これに伴う利益は却つて露国の壟断に歸すべしといつたが、これは偶然にも小村と所見を同うしたものである。かつ英國政府は、長城以北の鉄道敷設に関しては英國は一八九九年四月の條約にて露国と協商の次第もあるから、満洲開放に敢えて甚しき異議は有しないけれども、差向き天津條約の規定を嚴重に保持するのが時局に變動を生ずることなくして一倍の良果を収め得るものであらうといひ、米國政府の意見も満洲のみを開放するのは外観上妥当でなく、寧ろ全國を開放すべく、さすれば自然満洲も含まれ露国に於ても異議を唱えることができないであらうとの趣旨であつた。そこで加藤外相は五月十一日在上海總領事に電訓し、「我が政府は依然満洲開放を一策と認め、現行條約を保持するをもつて足れりとする英國政府の意見は何等の実効を収めざるべく、また清帝國の全領土を開放すべしとの米國の意見は実行し難きものと思惟するが、しかも政府は本問題につき重ねて英米兩國政府に意見を提供するの得失はどうかと思ふ点もあるから、既に三國政府の所見が相異なる以上、清国に於て独力をもつて満洲開放を決行せんとするの意思にあらざる限りは、暫くこの上の措置を執るを見合せ、寧ろ時

局の展開を俟つに「若かず。」との旨を劉張二總督に回せしめた。

その後我が国にては伊藤内閣は倒れ、桂内閣となつたが、当時北京の講和會議は償金問題の討究中で、露国は償金問題の落着と共に再び滿洲問題に關し清国と談判を開くべしとの情報があり、次で露国蔵相ウキツテは滿洲視察の途に上らうとするの噂も出で、殊に李鴻章はウキツテに勧むるに滿洲問題商議のため北京に来るよう勧めたとの説もあつた。当時桂内閣は滿洲保全について一策を案じた。すなはち償金支払法として債券制の採用を見るに至れば、該債券に出来得るだけの高価格を附し、かつこれを維持する必要があるから、關係列国及び清国をして一斉に「(一) 減債基金の作用に依るの外債券を転換、償却、若しくは抹殺するを許さざること。(二) 右債券の幾部分たりとも仕払未了のものある間は、清国は単独的若しくは專屬的に領土上若しくは財政上何等の利益をも何れの外国にも許す可らざること。」の二原則を認証せしめ、そして列國中右第二の原則に不同意を唱えるものあれば、同意の列国のみで「最惠國條款の主義は清国が何れを問はず他國に許与することあるべき一切の領土上若しくは財政上の利益に対して引援適用せらるべし。」の約束を清国と締結するならば、ある程度に專占的の領土的讓与を防遏出来るし、滿洲保全のためにその救力少くならうというにあつた。英國政府は右の第一点に關しては早速同意を表し、北京會議の討議に上る迄に至つたけれども、露仏兩國公使等これに反対したため、遂に成立しなかつた。こゝに於てか我が政府は、別に滿洲問題を解決するについて周密な研究を尽す傍ら、露清間の消息に對し細心注視しつつあつた際、八月十三日北京発の小村の電信は、滿洲撤兵に關し李鴻章より露国公使に交渉の端を啓いたことを報じ來たので、滿洲問題はここに展開してその第二期に入つた。

第二款 滿洲還附協約成る

小村は桂内閣に入つて外相となつてから程なき十月三日、在本邦清国公使を招見し、「さきに露国が滿洲協約の商議を停止したる際、清国政府は日本政府の誠実なる協助を感謝し、かつ今後若し露国より何等提議に接するところあらば、自ら當さに日本政府に通照して商弁すべき旨を声明されたが、日本政府は清国との友誼に顧み、また東方の大局を慮り、この声明を極めて重要視するから、露国政府より何等提案ある場合に於ては、清国政府は宜しく速かに日本政府に通知せらるべきはもちろん、清国政府から露国に向つて開議するやうな場合にも、また須らく先づ日本政府に協議せらるべし。」との趣旨の覚書を手交し、これを西安朝廷及び劉張二總督に電送せしめた。

十月五日、在北京露国公使は清国政府に對し、口頭で新たに撤兵に關する提議をした。その要目は、

- (一) 滿洲問題ニ關シ改メテ新案ニ基キ協定スルコト。
- (二) 露国ハ東三省全部（牛莊港ヲモ含ム）ヲ清国ニ還戻ス。牛莊鐵道ハ清曆本年中ニ還附スルコト。
- (三) 露国ハ清曆本年中ニ其軍隊ヲ盛京省ヨリ撤退スルコト。
- (四) 黒龍江地方及吉林省ハ協定ノ日ヨリ二年ヲ經タル後漸次撤兵スルコト。

(五) 清国軍隊ノ新編成ハ露国軍事官ト相談ノ上盛京將軍之ヲ定ムルコト。但シ清国軍隊ノ大砲使用禁止ヲ條件トス。との五項で、その詳細は追つて協議せらるべしとあつた。小村はこの報道に接するや、直ちに在北京日置代理公使に電訓し、「滿洲問題に關してはさきに北京在任中親しく反覆勸説したるが如く、清国は如何なる事情あるも輕卒の決定

を為すべからず。重要な交渉を開始するには予め日本政府に相談の上処理すべく、日本政府は清国に必要な幫助を与えるを惜まず。」との旨を慶親王に告げしめ、かつさきに清国公使を経て西安朝廷に電報したる覚書の趣旨を説示しめた。親王は深く我が厚意を謝し、「清国政府は本件に関しては必ず日本政府に協議すべく、かつ清国政府は露国公使の提議に対して未だ何等の応対をしたのでないから、いずれ審議を尽し條款を立案した上は必ずこれを内示すべき」旨を確言した。

然るに露国は、前述の提議以外に別に、山海關牛莊鉄道の還附に関する賠償金、その他二、三の要求を為したとの情報もあつた。時に清国宮廷は西安から還京の途にあつて、慶親王は北京を發して開封府に車駕を迎えるの際であつた。小村は親王の出發に先だち痛切の警告を加え置くの要を認め、十月二十一日日置代理公使に電訓し、これを親王に致さしめた。その要に曰う、

「露国の新提議か前回の要求に比し輕易となつたことは認め得べきも、その各項は未だ清国に取りて満足のものとはいふを得ない。現にその第四項は露国軍隊撤退終了の時日の不確定なること、また第五項は清国の主權に制限を加うるものなることは、共に歓迎すべきものでない。清国にして右第四項をその儘承諾せんか、撤兵終了の時期は露国の専断に属し、実際に於て永久占領を許したると同一に帰す。故に同項は修正し、協約締結後一年以内に撤退を終了すべきを規定すべく、また第五項は清国の自衛手段を永久に剝奪し、かつ露国をしてその満洲占領の原因たらしめたる匪乱の再起を防止するの力なきに至らしむるから、これまた露国軍隊撤退終了の日から失効せしむるよう変更せしむべきである。この趣旨に於て両項の修正を為さしめ得ざるに於ては、清国は寧ろ交渉遷延の手段に出ずるを勝れりとする。蓋し露国は、さきに滿洲に関し列国に向つて与えたる明確の証言をば今や清国との協商にて消滅せしめんと熱望し、随つて右の協商を遂げんがためには、さらにその要求を削除するを辞さないであらうと思惟される

故である。我が政府のかかる助言を為すのは、全く現下の難局に際し清国を援助せんとするの熱誠に外ならない。幸に慶親王に於てこの助言に周密の考慮を加え、開封府着の上はこれを両陛下に陳奏せられんことを希望する。また清国の利益に鑑み、露国の提議並びに交渉の進行に関しては常に北京駐在の我が代表者に充分の内報を与え、かつ何等約定に調印せんとする場合には先ずもつて我が政府に協議せんことを希望する。」

慶親王は逐一これを諒した。しかもその後露国公使の交渉速結の要求漸く急に、李鴻章は固より慶親王も、ややもすればこれに靡かうとする状があつたので、小村は日置代理公使をして重ねて備さに親王に我が警告の趣旨を反覆説明せしめたるに、十月三十一日親王は同代理公使に対し「宮廷回鑾前に協約の調印を見るようなことはなく、調印前には必ず日本政府に協議すべきこと」を確言し、なお露国の要求については、その後変更あつた諸点の外、従前告げなかつた諸事項をも併せて内示した。これにより露国の提議は左記各項であることが明瞭となつた。

- (一) 滿洲三省は牛莊港及び山海關牛莊鉄道と共に一九〇一年内に清国に還附すること。
- (二) 盛京省内の露国軍隊は大凡一九〇二年内に撤退を終了すること。
- (三) 黒龍吉林両省内の露国軍隊は一九〇二年及び一九〇三年内に撤退を終了すること。
- (四) 滿洲における陸軍警察隊を編成する場合には三省の將軍その員数を定め、これを露国に知照すべきこと、但し右警察隊は大砲を使用するを得ざること。

(五) 山海關牛莊鉄道還附に関しては左の条件を附すること。

イ 該鉄道に関し露国の支払いたる費用を弁償すること。

ロ 線路護衛のため外国兵を用ひらるること。

ハ、外国教師を使用せざること。

ニ、新民庁以外及び遼河以東に線路を延長せざること。

右の外満洲に於ける鉱山採掘権専占に関する露清銀行の要求あれども、その詳細は、慶親王に於て当時未だ李鴻章より聞知していないと報ぜられた。小村は右露清銀行の要求の如きは各国の有する條約上の権利を傷害するのみならず、これを約諾するの結果は延いて清国の主権を毀損するに至るべき所以を説示して清国政府の反省を促し、劉張二総督にも勧告してその防遏に尽力せしめた。英国政府も、露国の提案中鉄道に関する賠償、滿洲鉱山採掘権の専占、清国軍隊の大砲使用禁止等に対しては、我方と所見を一にし、同じく清国政府の注意を喚起した。十一月二日小村は杉村代理公使に電訓して、日本政府は東洋問題に関する其利益に鑑み、露清交渉の現況を通報せられたく、若し通報を肯ぜざる場合には、「該約定は他国の條約上の権利若くは利害を毀損すべきものを包有せず」との露外相の保証を希望する旨を述べさせた。十一月四日、ラムスドルフは同代理公使に対し「自分は外務大臣として露清交渉に関し一切談ずるを得ず、その調印如何の一事すら語ることは出来ない。けれども日本外務大臣との交情に顧み、公然の資格を離れて本件の消息をお話する」と述べ、

「(一) 現に交渉中の協約案は露国政府の前年八月二十五日の宣言の実現で、すなわち滿洲の行政を清国に還附し、かつ同地駐屯の露国軍隊を撤退する順序を規定したるものに過ぎない。(二) その條款中には、他国の條約上の権利利益に影響する事項は一もない。(三) 鉄道に関する賠償は、露国が山海關牛莊鉄道の管理中支出したる保存修繕費用百二十五万留の償還を求むるもので、その中にはさきの騒乱のために生じたる損害の如きは毫も算入してない。(四) 将来の平和担保の条件として、露国は清国の兵数に

応じて国境に置くべき自国軍隊の兵力を定むるから、前もつて清国からその滿洲に駐屯せしめんとする兵数の通知を受けるの要がある。」

と云ふ、「日本外務大臣に於て以上の言明に誠実の信用を置かれた」と要望した。小村は同代理公使を通じラムスドルフに対し右隔意なき消息に関する謝意を表せしめ、自分も亦同じく一己の資格をもつて滿洲問題に関し所見を披陳してその好意に応酬しようとして、

「抑も東亜の均勢が前年の北清事変によりて攪亂せられて以来今に回復するに至らざる所以のものは、畢竟事変前の旧態未だ全く復立せられざるが故なること。然れども近き将来に於て滿洲を清国に還附するは露国の確乎たる意思として果次声明せられたところ、その実行は一般の平和に資するところ甚だ大なるべきに顧み、自分は露国外相がその偉大の勢力を利用し、及ぶべきだけ最短期限内に滿洲の撤兵を遂行終了せんことを衷心切望すること。かつ滿洲に駐屯すべき清国軍隊の員数に関し前もつて通知を得たしとの露国の希望は、予防的の措置として正当なることを疑わぬが、清国軍隊の武備及び組織に関しては、清国のその国防上負担せる生命財産の保護、並びに安寧秩序を維持する義務の不履行の口実となるような条件、または清国からその自衛の権能を奪うが如き条件は總てこれを避けられんこと、これまた自分の希望するところなること。」

の趣旨を述べしめた。あたかもその際、李鴻章は突如病臥し、十一月七日宮廷の還京迄に滿洲問題を終結せんことを両宮に奏上し終つて永眠した。同月十日、杉村が小村の訓旨をラムスドルフに通じた際、彼はこれを諒とし、勧告の諸点は決して之を慮外に附せずして充分の考量を加えるであろう。また撤兵は出来得る限り速かに遂行するの意思である旨を答え、転じて李鴻章死去のため交渉に一頓挫を來たしたことを嘆じ、又南清總督等が朝廷に勢力を揮い、協約の訂立を阻止するを遺憾とすると述べ、更に語を次いで日本の新聞の反露的な論調を緩和せしめんことを希望した。

右に關し小村は日本の新聞に非親和的論調があつても日露兩國の關係には影響を及ぼさない旨を説明せしめたが、露国外相は十二月八日杉村代理公使に対し、イズヴォルスキイの報告に依るも日本の新聞は依然として敵愾的であり且つ其の勢力は大きいとし、又日本海軍が目下朝鮮海峡に於て為しつゝある示威運動の停止方を要望した。小村は之に對し十二月十四日、日本新聞の非親和的態度は全く滿洲問題に關し至大の疑懼あるに職由するものと信するも、我政府は新聞紙の敵對的所論に動かざるものなるを保障した。

李鴻章の歿後、慶親王は専ら露国公使と商議の任に當ることとなり、両宮の回鑾に先だちて開封府を發し、十一月二十九日をもつて北京に歸來した。我が新任内田駐清公使は、その日彼れを訪問し、小村と露国外相との間に交換せられた前述の意見を内示し、その從來親王の語つたとく多大の差異あるを指摘し、種々勸告を加え、次で英國公使もこの際急卒に露国の提案に同意するの危険なるを警告し、米国公使もまた親王に對し、清国の主權または他国の條約上の權利を侵害するような協商を取り結んではならぬことを注意した。

越えて十二月九日、慶親王は内田公使を來訪し、前約を履んで露国提出の協約、及びこれに對し親王より提出しようとする修正案を内示し、速かに日本政府の意見を知られたいと請うた。その協約案は主要左の如くである。

露清兩國皇帝は共に一九〇〇年の北清變亂により損傷せられたる露清兩國間の友好なる關係を敦睦なる基礎の上に再設するの希望を有し、並びに滿洲に關する一切の事件を妥弁するの目的をもつて、各その全權委員を簡派し、左の條款を議定する。

第一条 露国皇帝は清国皇帝に對し重ねてその友好敦睦の徴証を表示せんことを欲し、かつ露国及び滿洲の境界一帯の地に於て戰爭と平和なる露国臣民に對する攻撃とを醸生したる一切の事情を不問に附し、滿洲全疆を清国の治權に還附する。右疆土は

露国占領以前の狀態に復し、再び清国の領土に編入し清国官吏の管理の下に置く。

第二条 清国政府は滿洲を收復し、その行政を復行するについては、露曆一八九六年八月二十七日露清銀行と訂結せる協約の全条項を永遠に確認し、遵守する。かつ清国政府は右協約第五条に従い鐵道及び滿洲に在留し、露国官憲の下に在りて保護を受ける權利ある鐵道吏員その他一切の個人並びにそれら人員の職業をば、その全力を尽して保護するの責務を承認する。清国政府がこの承認を与ふるにより露国政府は今後の變亂または他国の行動によりて妨げられざるに於ては、漸次に滿洲駐屯の露国軍隊を悉く撤退する。右軍隊の撤退は左の方法に依り遂行する。

イ 盛京省西南部遼河に至る地方駐屯の露国軍隊は、露曆一九〇一年以内に悉く撤退する。右地方に於ける鐵道は清国に還附する。

ロ 盛京省殘部駐屯の露国軍隊は、一九〇二年以内に悉く撤退する。

ハ 吉林黑龍兩省駐屯の露国軍隊を撤退し得るや否やは、一九〇三年以内に查看する。

第三条 清国政府は客年の如き動亂の再発を予防するに於て露国と同一の希望を有し、而して客年の動亂は露国と隣接の省内に駐屯せし清国官兵によりて惹起せられたるものなるが故に、露清兩國政府は清兵の員数並びにその駐屯地は当該總督に於て露国軍務官と協議の上決定すべきことを約する。

清国に於て三省内に大兵を駐屯せしむる場合には、露国もまたその國境の兵数を増加せざるを得ない。そして兩國いづれもこれが為め何等の利益をも享けまいから、清国は總督が露国軍務官と協議の上決定したる兵数を増加しまたは他の地方より滿洲に軍隊を送ることをしない。

警察隊を設けて滿洲の秩序を維持する件に關しては、各省總督は東清鐵道会社所有の地区を除き、主として馬歩捕隊を訓練し、警察隊としてこれを使用する。但し警察隊は大砲を使用することを得不い。

第四条 露国は一九〇〇年九月下旬以来同国軍隊の占領及び保護の下に在りたる山海関、營口、及び新民庁間の鉄道全部を原所有者に還附することに同意する。但し清国に於て左の條款に同意するを要すべきである。

一 別国軍隊をして右還附の鉄道を占領、保護、建設若しくは維持せしむるを許さざること。露国軍隊の明け渡したる地方に於て鉄道の保護を要する事項に対しては、専ら清国守備兵のみに於てこれが責に任すべきこと。

二 上記鉄道の完成及び維持については、常に一八九九年四月十六日露英間に締結せられたる協約及び資本団と締結せられたる鉄道建設に関する借款契約を恪守遵守すべきこと。また資本団は従来の各契約を遵守すべく、如何なる口実の下にも、鉄道を占有し、若しくはその支配権を占取することを得ざること。

三 露国政府の同意あるにあらざれば該鉄道を延長し、若しくは滿洲南部に於てその支線を敷設せざること。營口から遼河を横ぎり架橋せざること。並びに清国鉄道の終端を該地点に置かざること。

四 還附すべき山海関、營口、及び新民庁間の鉄道修繕及び維持のために露国政府の支出したる失費はこれを償還すべきこと。

右に対し慶親王の提出せんとした修正案は左の如くであつた。

前文及び第一条 原案の儘

第二条 「他国の行動に因りて妨げられざるに於ては」を「他の事情に因りて妨げられざるに於ては」と改むること。

イ 「露曆一九〇一年以内」を「本協約調印後四ヶ月以内」と改むること。

ロ 「露曆一九〇二年以内」を「次の四ヶ月以内」と改むること。

ハ 「露曆一九〇三年以内」を「又其の次の四ヶ月以内」と改め、「撤退し得るや否やは………」を「撤退する」と改むること。

第三条 「露国軍務官と協議の上決定すべきことを約する」の下に「右兵員は匪徒を鎮圧し、並びに地方の平和及び秩序を維持するに足るものとする」との一句を加え、「または他の地方より滿洲に軍隊を送ることをしない」との一句及び末項「大砲の使用を禁ずる」の字句を削ること。

第四条 「同意するを要すべきである」を「同意する」と改め、第一項「別国軍隊」から「許さざること」に至る迄の一句を削り、同項の「清国守備兵のみ」を「清国」と改め、かつ第二項の末尾に「そして清国はこれ等鉄道の敷設並びに維持を他国に依頼せざるべし」との文句を加うること。

第三項及び第四項を左の通り改むること。

三 将来鉄道を延長し、または滿洲の南部に於て支線を敷設し、または營口に於て橋梁を架設し、または鉄道終端の位置を変更する等の計画を為すに方りては、これ等の事項は相互の協議によるべきである。

四 露国の支出したる失費の弁償に關しては、その要求額にして北京會議に於て議定せられたる損害賠償額中に包含せられざりしものなるに於ては、清国は右露国の要求に應ずる用意がある。

小村は十二月十二日内田公使に訓電し、慶親王の依頼による清国への助言として親王に対し通告を為さしめて曰う、
「(第一) 原案第二條、第三條、及び第四條は、さきに累次慶親王に説述したる理由により大いに異議を挾むべきものであり、第二條に対する慶親王の修正案中「他国の行動」に代ゆるに「他の事情」の語をもつてせるは、或は露国のために滿洲の占領を無限に引延せしむるの階梯とならぬとも限らぬから、出来得べくんばこれ等の字句は一切削除するに若かない。その他の同條に対する修正は、該條文の曖昧なるより生ずる不都合を除くの効あるべく、その修正は、極力固持するを要する。又第二條のロの一節中「盛京省殘部の次に『及び吉林省』を加うるを要する。(第二)

第三條に關しては原案修正案共に不可である。蓋し清國の安全は主として露軍占領の撤止と同時に滿洲に於ける露軍の干渉を杜絶するに存するから、清國はこれを基礎として極力露國と協定を遂ぐるを要す。清國は露軍撤退後滿洲に駐屯せしむべき兵數の決定に關し露國に容喙の權を与うるは不可である。また第三條中「東清鐵道会社所有の地区を除き」の一句は意義不精確だから、修正を要する。(第三) 第四條の三の鐵道延長及び支線敷設に關する規定も明らかに清國の主權を毀傷するものであるから、原案修正案共に不可である。清國政府はその削除を強く主張するを要する。第四條に對する修正案も極力固持するを要する。(第四) 鈺山及び商工業等に關する專占的譲与は、その何たるを問はず、總べて他國の條約上の權利を侵害するものであるから、斷じて許諾すべきでない」と。内田公使は十二月十四日この通告を為すに方り巨細の説明と警告とを加え、特に前記の第四点については強く慶親王の注意を促し、なお質問を重ねた結果、清國政府と露清銀行との間に於ける鈺山その他の企業に關し容易ならぬ譲与事項が懸案になつてゐるを發見した。そしてこの事項は、協約締結問題と纏綿錯綜して交渉の進行に一大影響を及ぼすに至つた。

抑も滿洲問題の再起に際し、露國が撤兵條件に關聯して滿洲に於ける採鈺權の專占を要求したことは、曾て慶親王が我が日置代理公使に語つたところにより疑を容れなかつたところで、當時小村は直ちにこれに對し防遏の手段を執つたが、その後慶親王から提示した協約案には、これに關し何等規定がなかつたので、小村は協約以外に於て別案の画策あるべきを疑い、すなわち前記勅告の第四に於て特にこれらに關し親王の注意を促したる次第であるが、内田公使は十二月十四日慶親王との会見に於て前述の如くこの点に關し痛切の警告と綿密の質疑を重ねるに及び、果して親王は露清銀行に對しある條件の下にこれに關する優先權を与えるの一契約を同銀行支配人ポコチロフとの間に商議中

である旨告白した。親王の語つたところによれば、第一回露清協約の交渉断絶後、李鴻章はポコチロフを介して露國蔵相ウキツテとの間に滿洲に於ける鈺山採掘及び企業上の譲与に關する交渉を開始し、もつて今次の撤兵問題の談緒を啓いたもので、右譲与問題は清國政府と露清銀行との間に一契約を取り結ぶことに於てこれを解決することとし、その契約案は李とポコチロフとの間に協議せられたが、李の死後親王その交渉に當るに及び、さらに修正案を提出し、これについて現にポコチロフからウキツテに請訓中とのことであつた。その修正案は左の如きものである。

清國政府は義和團事変以來東三省の商業大いに衰へたるをもつて、該地の生業及び自然の利益に對し大に整頓を加ふるを要する。これが整頓を為さんとせば、資本に富み事業に長ずる大会社すなわち露清銀行の如きものと共同してこれを行へば、該銀行は露清兩國の合資に係り、かつ清國政府のため金銭及び鐵道等各種の商工要件を承弁せしにより、ここに予め訂盟をする。

今後清國政府が自己の資本をもつて創弁するときは、或は清國人または清國人の会社に自己の資本にて各種鈺山鐵道等の生業を為する認むるときは、清國政府は兩國の合資開設に係る露清銀行をして金銭の各事を經理せしむべく、若しその人を得ざれば、兩國開くところの露清銀行に最先にこれを承弁することを准許する。該銀行に於てこれを辭するとき、他の一個人または他の会社に承弁せしむることを得、もつとも吉林省は本年正月二十五日（我が三月十五日）吉林將軍に於て、各鈺採掘の專約を訂結し既に五月三十日（我が七月十五日）に於て批准されてゐるので、今後吉林省にありては該專約に蝕れる鐵道及び各種生産の契約を締結し得るのみである。すべて承弁すべき各事は、その都度各該省の將軍及び北洋大臣に於て情形を酌察し、露清銀行と章程を妥議し奏上審議して承弁する。

以上は実に兩國商務の細故に屬するので、この種の契約を締結する。故に通商口岸に於ける別種の商業に關するなく、かつ条約にて認めたる各商の商業に毫も妨礙はない。

當時露國の滿洲に關する態度は、痛く我が國民を刺衝した。志士は大に對露強硬説を唱え、特に当年國論鼓舞の中堅となつてゐた國民同盟会は、檄を四方に飛ばし當局有司の鞭撻運動に怠りなく、三十五年に入り一片の意見書を小村に呈して、その要望を披瀝した。けれども東亞の前途を慮り、對露の方策を籌画するに於て、小村は素より國民同盟会以上であつた。三十五年一月二十五日、小村は内田公使をして慶親王に對し「露清協約案については、露國政府のその後受諾した修正がさきに我が方より親王に勅告したところに實質上差異なきものならば調印然るべきも、露清銀行契約案に至つては、その専断的または優先的特權の附与に關する條項は列國の條約上の權利を侵害するから、列國の強硬なる抗議に遭うのは必然で、かつ同様の要求を受けることを免れない。殊に本件は滿洲還附協約との間に何等不可分の關係があるものではないから、断然これを拒絶すべきである。」との意を勅告せしめたところ、親王は「本件は従来の行懸りもあり、露國が滿洲還附協約案に對する修正を受諾するならば、この契約案を拒絶するの途なく、若しこれを拒絶すれば該協約は調印を見ることは出来ないであらう。露國が滿洲問題談判の再開に應ずるに至つたのは、李が滿洲に於けるこれ等の讓与に關し約諾を与えた結果であるから、一方を拒絶して他方に調印させることは到底不可能で、その結果清國は長えに滿洲回復の機会を失うの虞がある。故にこの際多少の利權を露國に讓与しても、一日も速かに東三省の地を回收せんと欲する。願くば日本政府に於てこの事情を諒し、右の基礎にて時局を収むることに助力ありたい。」旨を答へた。

小村は二月三日内田公使に電訓し、慶親王に左の如く告げしめた。「露清銀行契約案は、たゞに露國の滿洲撤退の必須的先決要件ではないのみならず、その撤退と毫末も相關するものでない。露國にして若し該契約の締結をもつて滿

洲還附協約の調印の成否條件となさんか、これすなわち露國がさきに滿洲還附に關し任意に与えた無條件的確言の履行に對し、今日改めて補償の性質を帯びたる條件を課せんとするものに外ならない。かつ該契約は露清銀行の名をもつてするも、その実露國に賦与するに滿洲に於ける重大の専断的特權をもつてするものであるから、明らかに他國の條約上の權利を無視し、併せて機會均等の原則を破るものである。故に清國は須らくその当然固有の權利により、上述の理由を附して露國に對し滿洲還附協約と露清銀行契約とを分離し、後者を措いて前者の調印方を提議すべきである。露國にしてこの提議を拒絶し、かつ撤兵を遅延するに於ては、日本は滿洲撤退に關する確言履行方につき露國に交渉するの措置を執るであらう。これに反して清國にして列國に對する自國の條約上の義務を顧慮せず、該契約案に同意せんか、日本は該契約によりて生ずる利權の大不均等を矯正せんがため、清國政府に對し如何なる要求を為すべきかを考慮せざるを得ない」と。内田公使は慶親王に對してこの訓旨を反覆縷述し、英國公使も本國政府の訓令により清國に對し契約調印の非を忠告し、かつ清國にしてこの忠告を無視して調印を行うようなことあらば、英國政府は已むなく相當の補償を要求するであらうと声明し、米國公使もまた清國政府に對し、米國政府は滿洲に關する露清間の交渉に關し大いに憂慮を抱へてゐること。かつ若し商工業上の専断權にして許与せられるならば、清國は條約上の義務を無視するの責を免れないことを告げ交々警告を加えた。慶親王は内田公使に對して我が好意を深謝し「自分は今や該契約に調印しないことに決心した。該契約案を措き滿洲協約の迅速なる締結方を露國公使に求めるであらう」と確言した。されば露國公使が二月六日親王を訪ひ、談該契約案に及ぶや、親王は冷然これに取り合わず、同公使も要領を得ないで辞去し、數日を経て重ねて親王を訪ひ、滿洲還附協約に關し、(一) 第二條の撤兵期を三年とすること。

(二) 第三條は露国の提出原案によること。(三) 鉄道に関する賠償は北京會議に提出せられたる露国の償金要求に関係なく清国より支払うことの修正を加えて速かにこれが調印を要求した。親王は、撤兵期限については二、三ヶ月の延長には同意するが、他の点に關しては同意できないと答えた。かかる間に同月十二日、日英同盟成立のこと世に公表せられた。内田公使は訓令に依り同日これを慶親王に通牒したところ、親王は滿腔の欣びを表し、重ねて滿洲問題に關する鞏固の決心を語り、露清銀行契約案には断然調印せざるべき旨を言明した。

爾來露国公使は慶親王と数次の会商を重ね、ある時は親王に対し、「本国政府にありては外相ラムスドルフも藏相ウキツテも共に撤兵を欲するなれど、軍人派は滿洲に固着せんことを熱望するから、露清銀行のために一、二の譲与を得、もつて軍人派の異議に打勝ち、速かに撤兵を實行しよう」との意を内話したこともあつた。けれども親王はそれを肯しなかつたが、露国に於て協約の調印を拒んだ暁、如何なる事態の發現すべきやになお懸念していた。英国公使はこれを視、日英同盟協約は無意味の恫喝でないから、充分安心して然るべき旨を告げた。その後露国公使も次第に折れて来て、三月十六日さらに修正案を提出し、この修正案に於て露国は先ず撤兵期限に關する当初の主張を枉げてこれを一年半に改め、その他の点に於ても大体に於て慶親王の所望を容れたので、親王は更に我が方に相談の上、二の修正を求め、同月末大体の妥協成り、結局四月一日日本政府は協約の速に締結せらるゝことを欲して異議を抛棄し英米側とも其の趣旨にて協議を遂げ、四月八日これが調印を了した。左にその全文を掲げる。

滿洲還附に關する露清協約

第一条 全露西亞皇帝陛下は、其の平和を愛するの念及び大清国皇帝に対する交誼の新証據を彰明することを願ひ、平和なる露国

臣民に対する攻撃が先ず滿洲交界の各地より起りたる事實を不問に附し、茲に清国政府の權力の依然清帝国の一部として存するところの該地方に復立するを承諾し、露国軍隊占領以前の如く統治及び行政の權を清国政府に還附す。

第二条 清国政府は滿洲に於ける統治及び行政權を收復するに方り、一八九六年八月二十七日露清銀行と締結せる契約の期限並びに其の他條款の堅守を確認し、又該契約第五条に遵い鐵道及び其の職員を極力保護する義務を負担し、又均しく滿洲在留の一般露国臣民及び其の創設に係る事業の安固を擁護するの責務を承諾す。

清国政府に於て上記の義務を負担したるに因り、露国政府は若し變亂の起ることなく且他国の行動に依り妨礙せられざるに於ては、左の方法を以て滿洲駐屯の露国軍隊を漸次撤退するを承諾す。

イ 本協約調印後六箇月間に盛京省西南部遼河に至る地方の露国軍隊を撤退し且鐵道を清国に還附すること。

ロ 次の六箇月間に盛京省残部及び吉林省に於ける露国軍隊を撤退すること。

ハ 又其の次の六箇月間に黒龍江省所在の露国軍隊を撤退すること。

第三条 清国政府及び露国政府は、露国接界の各省駐屯の清兵が与りたる一九〇〇年の變亂の再発を将来に排除するの必要に鑑み、各省將軍及び露国軍務官に命じ露兵未退の間に於ける滿洲駐屯清国軍隊の員数及び駐屯地を協定せしむべし。又清国政府は、各省將軍と露国軍務官との間に斯く協定したる兵数以外に、他の軍隊を組成せざることを約す。但し右兵数は賊匪を彈圧し、地方の平和を維持するに足ることを要す。

露国軍隊全く撤退したる後は、清国は滿洲駐在軍隊の員数査考するの權を有すべし。但し其の増減は時に迫んで露国政府に通告するを要す。蓋し清国が上記地方に於て冗多の軍隊を維持するときは、露国も亦境界各所に於て軍隊を添加せざるべからず。以て兩國に取り頗る不利益なる軍隊費の増加を促すこと自ら明らかなればなり。

東清鐵道会社に給付したる各地域を除き上記地方に於ける警察及び秩序維持の爲め、地方將軍は専ら清国臣民より成立する

騎歩の憲兵隊を組織すべし。

第四条

露国政府は一九〇〇年九月末以来露国軍隊に於て占領保護する所の山海関、營口、新民庁各鉄道を其の本主に還附することを承諾す。依て清国政府は左の各項を約束す。

一、前記鉄道線路の安固を確保するの必要ある場合には、清国は自ら其の責に任じ、他国に請うて該鉄道の防守、敷設、及び経営を受負はしめ、又は之を分担せしむることなるべく、並びに他国が露国還附の各地域を占領するを許す可らず。

二、該鉄道の設了及び経営に関する各節は、必ず一八九九年四月十六日の露英協定並に一八九八年九月二十八日該鉄道敷設費の借款に關し一私立会社と結びたる契約の規定に遵據し、尙ほ該会社負担義務、就山海関、營口、新民庁の鉄道を占有し、又は如何なる方法にても之れを処分せざるの義務を守らしむべし。

三、今後滿洲南部に於て該鉄道を延長し、或は枝線を敷設し、及び營口に於て橋梁を架設し、又は現に同地に在る山海関鉄道の終点を遷移するの計画あるときは、予め露清兩國政府に協議を整へたる後之を行ふべし。

四、還附に係る山海関、營口、新民庁各鉄道の修繕並びに経営の爲め露国が蒙りたる失費は、償金総額内に包含せられざるを以て清国政府より露国に償還すべし。両国政府は右償還の金額を協定すべし。

露清兩國間の在來諸条約の款項にして本協約に依り変更せられざるものは、依然充分の効力を有す。

本協約は兩帝國全權委員調印の日より実施すべし。

批准交換は協約調印後三箇月以内に聖彼得堡に於て行ふべし。

右証拠として締約國雙方全權委員は、露清仏三語にて綴りたる本協約各二通に署名調印す。

右三語の協約文は正に対校を経て相一致するを認めたり、但し本協約の解釈には仏文を用ふべし。

この滿洲還附協約は次で兩國皇帝の裁可を経、同四月十二日をもつて發表せられた。知らず露国は如何なる程度ま

でその規定を實行すべきか。小村はその後程なく清国政府に対し「該協約は將來東三省に於ける秩序を完全に維持し、外国人の生命財産を充分に保護するの責任を清国に帰せしめたもので、若しこの責任を全うすることが出来なければ、露国に向つて依然駐兵の口実を与え、折角満足に締結せられた滿洲還附協約も却つて己を傷くる具となり、かつ本件について清国を助けた關係友国の好意にも大いに辜負するわけであるから、清国政府はその重大なる責任に鑑み、今に於て速かに滿洲の善後経営を画するの極めて緊要なること」を説いた。清国政府は深くこれを諒し、滿洲の行政改善について充分考慮を尽すべきの意を示した。しかも露国の当年の態度からすれば、撤兵は滿洲行政改善の挙ると否とに論なく、努めてこれを遅延せしめようとすることは想像に難くない。義和団事件及び該件を契機とせる露国の滿洲侵略への我が対策が如何に英米兩國と密接な聯絡のもとに展開されたかは上述の交渉経過に明らかである。滿洲市場が露国により独占されるのは英米にとつて大きな喪失ではあるが、何分遠隔の地域であるので此の点に於て日本の軍勢力が注視され、我が国にとつては露の南下は直接的な脅威であるが、貧弱な当時の国勢では英米の後援なしには到底露国に対抗し得ず、所謂極東の憲兵としての役割を果すに到るのである。今滿洲問題の後半として露国の同協約に対する不履行の事歴を討査するに先だち、日英兩國をしてその極東政策について固く相提携せしめ、もつて当年の對露態度に新地歩を確立せしめるに至大の關係あつた日英同盟協約締結始末に關する左の一章を挾むことにする。